

4～6年生



「いじめ」について考えよう

令和3年6月 大浦小学校

1 「いじめ」とは

- いじめとは、**相手に心理的、物理的に攻撃すること**で、相手の心や体が傷ついたり、被害を受けて苦しんだりすることです。
- インターネットいじめも、いじめです。
- (「普通の子なら、このていどやられても平気だよ」は、言い訳になりません。**その子が傷つけば、いじめです。**)

心理的攻撃 → 悪口 暴言 おどし 無視 仲間外し 等
 物理的攻撃 → 暴力を振るう 物をとる・かくす 落書き 等
いじめは「人権侵害(じんけんしんがい)」です。

- やられた本人が『いじめだ』と感じたら、それはいじめです。
- やった側が、全然いじめるつもりなどなく、親しみを込めて呼んでいたニックネームなどは、相手はその親しみを感じ取ってはいじめとは言えません。もちろん、誰が聞いても人権上問題がないものであることも必要です。しかし、**相手がいつも「イヤだ！」**と思っていたり、**イヤだ**ということを伝えてもやめなかったような場合は**いじめと言えます**。つまり、同じ行動でも「いじめ」であるかどうかは自分ではなく、相手の受け取り方によるということです。
- 暴力を振るってしまったのが1回だけであるような場合でも、相手が苦痛を感じればいじめです。

2 「いじめ」をされた人は？

イヤな気持ち

悲しい

くやしい

学校に行きたくない

死にたい

~~自殺~~

何があっても、自分の命は大切にしなければなりません

3 「いじめ」をする人は？

4 いじめにあったら どうすればいいか？

ひとりで なやまないこと

先生に相談(そうだん)する

友だちやお家の人に相談する

信頼(しんらい)できる人に相談する

その他「こころのポスト」「SOSミニレター」

「心のテレホン」「いじめホットライン」

「チャイルドライン」などを利用する

5 「いじめ」を禁止する法律

- いじめ ぼうし たいさく すいしんほう
• 「いじめ防止対策推進法」(平成25年～)

(いじめの禁止)

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(いじめに対する措置)
第二十三条

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

6 もし、いじめられている人を見たら
あなたは どうしますか？

~~自分も~~一纏に入~~って~~ ~~いじめ~~る？ ~~※~~

- ・勇気をだしていじめている人を注意する
- ・近くの先生や大人にすぐに知らせる

だいじなことは

- ・見て見ないふりをしない(傍観者~~※~~)
- ・勇気をだしていじめをノックアウトする

学校生活アンケート



4月からきょうまでの間をふりかえりながら
アンケートに答えていきましょう。